

# 第2次なかのとまち多文化共生推進プラン

～お互いを知り 共に支え合う 多文化共生のまちづくり～

## ■計画の趣旨

近年、日本では、外国人留学生や技能実習生を受け入れるとする国の方針のほか、グローバル化の進展により、在留する外国人が増加してきました。

2019年4月には少子高齢化による労働人口を補うため、外国人人材の受け入れ拡大を目的とした新たな在留資格である「特定技能」を創設する改正入管法が施行され、外国人住民の増加の流れは加速の一途を辿っていきました。

こうした状況を踏まえ、中能登町では、日本人と外国人が対等な関係を築き、互いが楽しく豊かに暮らせる多文化共生の地域づくりを目指し、2020年1月に国の指針及び中能登町総合計画に基づき、「なかのとまち多文化共生推進プラン」を策定し、外国人住民と地域住民が心の絆を深め、助け合い支え合うあたたかい町づくりに取り組んできました。

この間、2020年6月には「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、地方自治体は、地域の実情に応じた日本語教育の基本方針の策定に努めることが求められるなど地域における日本語教育の重要性が示されました。同年9月には「地域における多文化共生推進プラン」が14年ぶりに改訂され、2023年11月には「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書で技能実習生制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を検討することが示されるなど、働く外国人の受け入れについても大きな転換点を迎えています。

プラン策定から6年が経過し、これまでの課題や成果を踏まえ、社会情勢の変化に応じた新たな課題に対応するため、「第2次なかのとまち多文化共生プラン」を改訂しました。

## ■位置付け

本計画は、町政の基本方針でもある第2次中能登町総合計画を上位計画として、他の関連計画とも整合を図るとともに、国の「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」、「日本語教育推進法」に示す町の役割を果たすために、中能登町が目指す多文化共生の町づくりの現実に向けて、指針を示すものです。

## ◎令和2年9月総務省「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

## ◎令和元年12月 法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の貴重な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取り組みの更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

## ◎令和元年6月 日本語教育推進法

国の施策を勘案し地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進を図るよう努めるものとする。

## ■平成29年3月「第2次中能登町総合計画」

第11章 第1節(6) 国際交流事業の推進 —世界とつながる なかのと—

○国際化に対応した事業推進を展開します。

○次世代を担う児童生徒の国際的視野を身につけるための多文化共生を推進します。

第13章 第1節(4) 配慮すべき人権問題への対応

○外国人

国際交流を通じてお互いの文化や生活習慣、価値観などの異質性を正しく理解し、認め合いながら豊かな社会づくりを進めていきます。

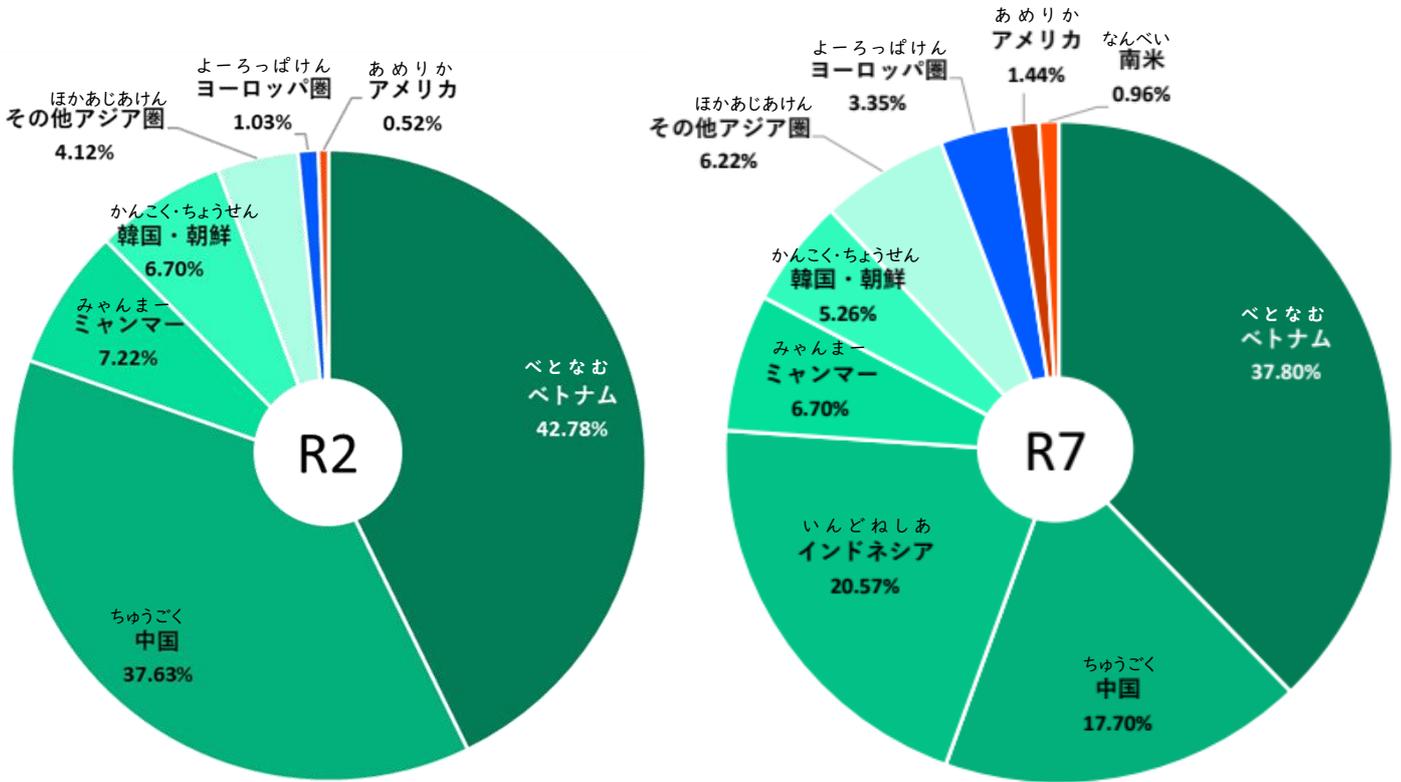
## ■計画の対象期間

本計画の対象期間は、2025年度末に第3次中能登町総合計画(仮称)が策定されることを踏まえ、2026年1月から2031年3月までの5年間とします。ただし、近年、短期間で経済・社会状況が変化し、それに伴って外国人住民の構成等が変化することから、著しく状況に変化があった場合は、2030年度を待たずに計画内容を見直すこととします。

なかのともち げんじょう  
**■ 中能登町の現状**

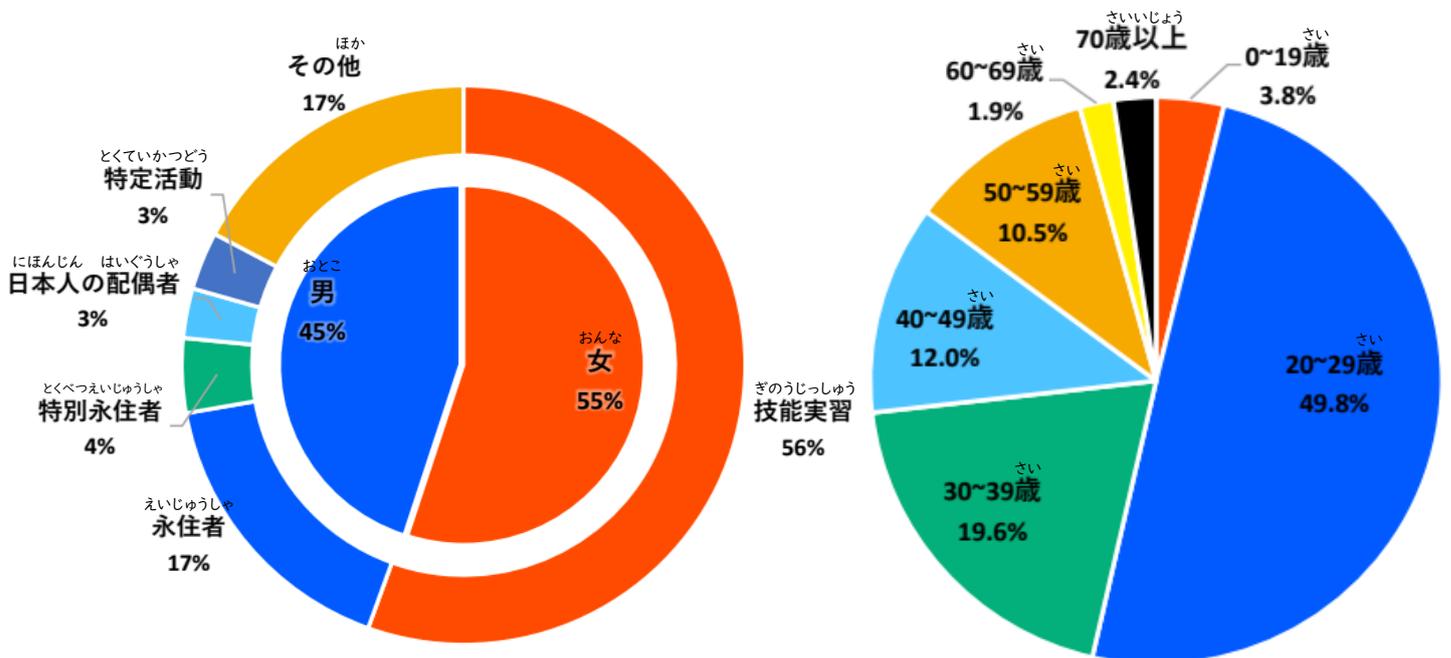
なかのともち げんざい こく こくせき ひと す  
 中能登町では、現在17か国の国籍の人が住んでいます。そのほとんどはアジア圏の人です。

れいわ ねんじてん こくせきべつがいこくじんわりあい べとなむ ちゅうごく みゃんまー じゅん おお きんねん  
 令和2年時点での国籍別外国人割合はベトナム、中国、ミャンマーの順に多かったのですが、近年は  
 いんどねしあ ぎのうじっしゅうせい ふ べとなむ ちゅうごく いんどねしあ じゅん  
 インドネシアの技能実習生が増えてきて、ベトナム、中国、インドネシアの順になっています。



がいこくじんじゅうみん ひと ざいりゅうしかく  
 外国人住民の人の在留資格のうち、その6割近くが技能実習、次いで永住者・特別永住者となっています。

ぎのうじっしゅうせい えいきょう ねんだいべつ わりちか さいみまん じゃくねんそう  
 技能実習生の影響もあり、年代別では7割近くが39歳未満の若年層です。



※データは令和7年11月現在の数値

## ■これまでの取り組み

中能登町では、「外国人住民と地域住民が心の絆を深め、助け合い支え合うあたたかい町づくり」を目指し、令和2年4月より公設民営型の日本語教室、中能登にほんごひろば『茶の間』を開設し、多文化共生の地域づくりを推進してきました。

- 「日本語クラス」にて地域社会で暮らすための必要な情報を提供
- 防災意識の向上のため、「多文化共生クラス」にて町の防災訓練に参加する機会を提供
- 地域住民と外国人住民が交流する機会の提供
- グローバルな人材の育成支援

## ■これからの課題

これまでの取り組みに加え、地域住民と外国人住民が同じ住民としてまちづくりを行っている姿を実現するために、これから取り組むべき課題は次のとおりです。

- コミュニケーション支援  
入管法改正などの影響に伴い、外国人住民の更なる人口増加・多国籍化が見込まれるため、さらなる行政情報などの多言語化への対応が必要となります。  
「やさしい日本語」について、より多くの人に周知し推進していく必要があります。  
にほんご教室を通じた、「生活者としての外国人」のための日本語学習が引き続き必要です。

- 生活支援  
大人向けの日本語を学習する機会が引き続き必要となります。  
これからの外国人住民の更なる人口増加に備え、就学前の子どもや児童・生徒への初期指導などの体制を整備しておく必要があります。

- 災害対応  
令和6年能登半島地震をうけ、災害時の情報を外国人に伝える方法の改善が必要です。  
防災・防犯対策への取り組みや意識づくりが引き続き必要です。

- 多文化共生の地域づくり  
ことばや文化、生活ルールの違いから生まれる地域住民と外国人住民の「壁」をなくすためにお互いが交流する機会づくりや、共生の意識づくりが必要です。  
外国人住民が地域住民として主体的に地域で活動できる支援が必要です。

- 多文化共生の推進体制の整備  
多文化共生に関する地域の団体・企業・事業所などとの連携が重要となります。  
中能登町のみならず、周辺市町や県・国と連携して多文化共生を推進する必要があります。

基本理念

第1次多文化共生プランでは「日本人と外国人住民と地域住民が心の絆を深め、助け合い支え合うあたたかいまちづくり」としていました。本プランでは次のような基本理念としました。

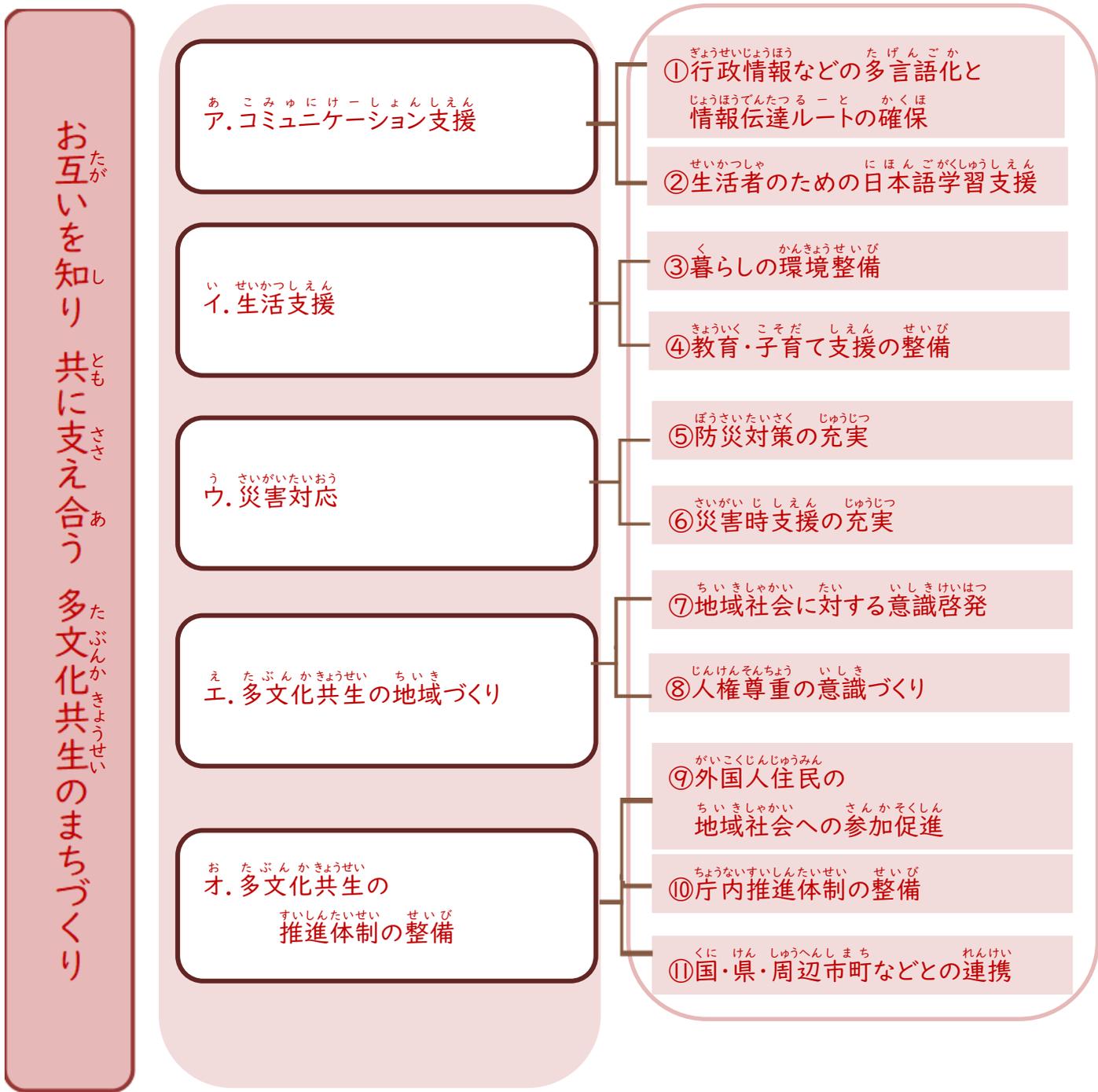
お互いを知り 共に支え合う 多文化共生のまちづくり

多文化共生推進プランの取り組み体系

基本理念

柱

基本施策



## ■具体的な取り組み

### ア. コミュニケーション支援

言葉の壁により外国人住民と地域住民とのコミュニケーションが円滑にできなかつたり、情報が伝わらなかつたりしないよう、地域における多言語化や「やさしい日本語」の使用を推進します。

### 基本施策① 行政情報などの多言語化と情報伝達ルート確保

	具体的な施策	施策の内容	担当部署
1	サインのユニバーサル化の推進	案内看板の新規設置・更新に合わせて多言語化すると共に、ピクトグラムや分かりやすい表現を使用したものに変更する。	総務課 関係する課
2	通知や案内などへの多言語化や振りがなの推進	行政情報の多言語化や振りがなに加え、「やさしい日本語」を使い、分かりやすい表現にする。	生涯学習課 関係する課
3	窓口業務における対応の充実	電話翻訳サービスや携帯型翻訳機、タブレット端末等を活用して通訳を行う。	住民窓口課 関係する課
4	情報を伝えるルートの拡充	町ホームページやSNSを通じて多言語による行政・生活情報の発信を行う。 外国人住民が利用する公共施設や日本語教室などを通じて情報提供を進める。 やさしい日本語講座を開催する。	企画情報課 生涯学習課

### 基本施策② 生活者のための日本語学習支援

	具体的な施策	施策の内容	担当部署
5	日本語を学習する機会の提供	中能登町国際交流の会と連携した日本語教室を行い、日本語や日本社会についての学習機会を外国人住民へ広く提供する。 図書館で日本語の学習資料の貸し出しを行う。	生涯学習課

#### ※ピクトグラム

見た目で見える、案内用の図記号のことです。言語と違い、子どもや外国の人でも簡単にわかるように作られています。

例



避難場所

(にげる ところ)



禁煙

(ここで たばこをすわないでください)

#### ※「やさしい日本語」

難しい言葉を言い換えたり、ゆっくり簡単な日本語で話したりする、相手のことを考えた、わかりやすい日本語のこと。外国人だけでなく、高齢者や子どもにも伝わりやすいので災害の時に役に立ちます。

い せいかつしえん  
 イ.生活支援

がいがいこくじんじゅうみん せいかつ うえ ひつよう じょうほう ていきょう しえん にほん せいかつ かん ぎもん ふあん  
 外国人住民が生活する上で必要な情報を提供し、支援することで日本での生活に関する疑問や不安の  
 かいしょう つど  
 解消に努めます。

しょうがいがくしゅうか せいかつそうだんまどぐち ないよう おう かくか と かいけつ つど  
 生涯学習課が生活相談窓口となり、内容に応じて各課へ取りつぎ、解決に努めます。

きほんしさく く かんきょうせいび  
 基本施策③ 暮らしの環境整備

	ぐたいてき しさく 具体的な施策	しさく ないよう 施策の内容	たんとうぶしょ 担当部署
6	てんにゆうしゃ し たげんご 転入者へのお知らせの多言語 での対応	がいがいこくじんじゅうみんてんにゆうしゃ お なかのとちょうみん ひと 外国人住民転入者向けに「中能登町民になる人 へ」の多言語版を作成し提供する。	じゅうみんまどぐちか 住民窓口課 しょうがいがくしゅうか 生涯学習課
7	ぜいきん ほけん ねんきん ふくしせいど 税金・保険・年金・福祉制度の 多言語での周知	たげんごばん ふれっと リーふれっとどう かつよう ちよう 多言語パンフレット・リーフレット等を活用して、町 ぜい こくみんけんこうほけん かいごほけん こうきこうれいしかりよう 税、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、 こくみんねんきん しょうがいしふふくし せいど ひろし 国民年金、障害者福祉の制度をより広く知らせ る。	けんこうほけんか 健康保険課 ちようじゆふくしか 長寿福祉課 ぜいおか 税務課
8	じゅうみんけんしん けんこうそうだん ぼしほけん 住民健診、健康相談、母子保健 の多言語での対応	けんこうしんさ けんこうそうだん くに けん こくさいこうりゆう 健康診査や健康相談について国・県・国際交流 だんたい ていきょう たげんごばいたい りよう じょうほう 団体から提供された多言語媒体を利用し情報を 提供する。 くに けん こくさいこうりゆうだんたい ていきょう ぼし 国・県・国際交流団体などから提供された母子 ほけん かん じょうほう たげんご ていきょう 保健に関する情報を多言語により提供する。	けんこうほけんか 健康保険課
9	こうまいじゅうたく かんけいきかん 公営住宅における関係機関との 連携	なかのとちょうまいじゅうたくかんりじむしょ れんけい ひつよう 中能登町営住宅管理事務所と連携し、必要 げんご おう もう こ じ にゆうよじ せつめい つど 言語に応じた申し込み時や入居時の説明に努 め、状況に応じて多言語表記の設置を検討する。	どぼくけんせつか 土木建設課
10	せいかつるーる じょうほうていきょう 生活ルールなどの情報提供	まちにほんごきょうしつ つう いるりょう りようほうほう 町日本語教室を通じ、医療の利用方法やごみ しゅうしゅう るーる じてんしゃ のかた にほんでせいかつ 収集のルール、自転車の乗り方など、日本で生活 するためのルールを学ぶ機会を提供する。	しょうがいがくしゅうか 生涯学習課
11	だ かた ぶんべつ ごみの出し方や分別ルールの 情報提供	きぎょう ぎのうじしゅうたんどう かんけいぶきょく れんけい じょうほう 企業の技能実習担当や関係部局と連携し、情報 ていきょう 提供をする。 やど い がいがいこくじん ぶんべつしどう じょうほうばいたい ※雇入れ外国人のごみ分別指導、情報媒体の たげんごないおう 多言語対応。	せいかつかんきょうか 生活環境課
12	ろうどうほけん しゃかいほけん かにゆう 労働保険・社会保険への加入 促進のための情報の周知	ななおろうどうきじゅんかんたくしよ かんけいきかん れんけい 七尾労働基準監督署などの関係機関と連携して がいがいこくじんじゅうみん ろうどうほけん しゃかいほけん かにゆう うなが 外国人住民の労働保険・社会保険への加入を促 すための情報を事業所に広く知らせる。	きかくじょうほうか 企画情報課

基本政策④ 教育・子育て支援の整備

	具体的な施策	施策の内容	担当部署
13	外国人住民の子どもの教育についての支援体制の整備	外国人保護者が子どもの学校生活について理解でき、孤立することのない体制を整備する。	学校教育課 健康保険課
14	国際理解教育の推進	出前講座(※1)を利用し、広く町民に向けて多文化共生の教育を実施する。 国際理解教育を推進し国際感覚を持った子どもたちを育てる。	生涯学習課 学校教育課
15	石川県夜間中学の周知	日本で義務教育を終了せずに日本で生活を始めることとなった外国人住民が義務教育を受ける機会として石川県で開校された夜間中学(※2)の周知を行う。	学校教育課 生涯学習課

※1 出前講座

町の施策や事業について理解を深めてもらうために、町職員が直接地域に出向き、住民の求める専門的・最新の情報を提供するもの。(原則10人以上の団体もしくはグループ)  
毎年更新し、広報とホームページに各担当課からの講座メニューを掲載。  
生涯学習課の講座メニューに「多文化共生の地域づくり」がある。

※2 石川県立夜間中学について(令和7年4月開校 石川県立あすなろ中学校)

年齢・国籍・職業に関わらず、様々な理由で小学校や中学校を卒業できなかった人、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の人を対象とした夜間中学。授業料と教科書は無料。

場所:石川県立金沢中央高等学校内(金沢市泉本町6丁目105番地)

授業日:月曜日～金曜日 授業時間は午後5時30分から午後9時まで。

外国籍の人向けに授業理解に必要な日本語習得に重点を置いたコース(週8時間程度)を設置。

ウ. 災害対応

外国人住民の防災意識の啓発と、災害時の外国人住民への情報伝達方法の改善や、被災状況、支援ニーズの把握等の情報収集の仕組みづくりに努めます。

基本施策⑤ 防災対策の充実

具体的な施策	施策の内容	担当部署
外国人住民の防災意識の啓発	日本語教室を通じて外国人住民に町の防災訓練に参加を呼びかけ、外国人住民に対する防災訓練や防災学習を行う。	危機管理課 生涯学習課
防災情報の多言語化	ハザードマップ更新時に合わせ、多言語での作成を行う。	土木建設課 危機管理課
災害時に活躍できる人材の育成	日本語教室、中能登町国際交流の会、中能登町防災士連絡協議会などと連携して災害時に活躍できる人材を育成する。	危機管理課 生涯学習課
関係団体とのネットワークの構築	日本語教室や外国人コミュニティ、国際交流団体、関係機関等の関係者と普段から関係をつくり、ネットワークを構築する。	生涯学習課

基本施策⑥ 災害時支援の充実

具体的な施策	施策の内容	担当部署
災害時に外国人へ伝える情報の内容と伝達方法の改善	わかりやすく伝えやすい言葉を用いるとともに、多言語化とやさしい日本語の活用を進める。 メールやSNS、ラジオ放送などを活用して災害時に必要な申請などの情報を発信する。	危機管理課 企画情報課 生涯学習課 関係する課
避難所での多言語による情報提供	避難所での多言語による表示や避難者台帳の多言語化など外国人住民のニーズに応じた対応を行う。	危機管理課 災害対策(厚生部長) 生涯学習課
ネットワークを活用した情報収集・伝達の仕組みづくり	関係団体とのネットワークを活用して、外国人住民への情報伝達を補完する仕組みや、被災状況・支援ニーズの把握等の情報収集の仕組みをつくる。	生涯学習課

エ. 多文化共生の地域づくり

地域や学校など、様々な場において国籍を問わず全ての人の人権尊重や多文化共生意識を啓発します。

基本施策⑦ 地域社会に対する意識啓発

	具体的な施策	施策の内容	担当部署
23	地域住民への多文化共生の意識啓発	多文化共生や国際理解、国際協力に関するイベントや講座を開く。 広報で多文化共生のコーナーを設け、多文化共生の周知を図る。	生涯学習課 企画情報課
24	多文化共生に関わる人材育成	日本語教室や中能登町国際交流の会と連携して日本語教室や多文化共生に関わるサポーターの育成を行う。	生涯学習課

【23 多文化共生の意識啓発】



多文化交流カフェイベント(2024.8月)

【24 多文化共生に関わる人材育成】



外国人コミュニティリーダー研修(2021.10月)

基本施策⑧ 人権尊重の意識づくり

	具体的な施策	施策の内容	担当部署
25	人権に関する学習機会の提供	中能登町人権擁護委員と連携し、学校などで人権に関する学習機会を提供する。	住民窓口課 学校教育課
26	人権尊重の意識づくり	日本語教室などと連携し、お互いの国の文化や習慣などの理解を深める。	生涯学習課

お た ぶ ん か き ょう せい す い し ん た い せい せい び  
 才. 多文化共生の推進体制の整備

が い こ く じ ん じ ゅ う み ん ち い き じ ゅ う み ん し ゅ た い て き ち い き か つ とう し え ん と も が い こ く じ ん じ ゅ う み ん か つ や く  
 外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう支援すると共に、外国人住民が活躍する  
 ことによつて地域がさらに活性化することをめざします。

き ほん し さ く が い こ く じ ん じ ゅ う み ん ち い き し ゃ かい さ ん か そ く し ん  
 基本施策⑨ 外国人住民の地域社会への参加促進

	具体的な施策	施策の内容	担当部署
27	外国人住民の地域社会への参加促進	区や町内会、PTAなどへの参加を促進する。	総務課 学校教育課 生涯学習課
28	地域で行うイベントへの参加促進	日本語教室などを通じて中能登町で行われるイベントや事業に、外国人住民の参加を促す。	生涯学習課 関係する課
29	外国人自身が支援する側になれるような仕組みづくり	石川県や石川県国際交流協会等が開催する外国人ボランティア講座などを利用し、外国人ボランティア登録者を増やす。 通訳・翻訳のボランティア登録制度を設け、より幅広い分野での外国人支援に活用する。	生涯学習課
30	審議会や委員会などへの外国人住民の参加促進	外国人住民の意見や要望を町政に反映させるため、審議会や委員会などへの外国人住民の参加をすすめる。	生涯学習課 関係する課

き ほん し さ く ち ょ う な い す い し ん た い せい せい び  
 基本施策⑩ 庁内推進体制の整備

	具体的な施策	施策の内容	担当部署
31	庁内の関係部署の連携	庁内関係部署による中能登町多文化共生推進プラン策定委員会で情報交換を進めるとともに施策を検討する。	関係する課
32	国の新たな政策への対応	国が進める新たな政策について、必要な対応を行う。	生涯学習課 関係する課

き ほん し さ く く に け ん し ゅ う へ ん し ま ち れ ん け い  
 基本施策⑪ 国、県、周辺市町などとの連携

	具体的な施策	施策の内容	担当部署
33	多文化共生を進める人材や団体との連携	石川県国際交流協会が開催する各種会議や大会で情報交換を図る。	生涯学習課
34	国・県・周辺市町などとの連携	国や県、周辺市町と連携し施策を行う。	生涯学習課

# がいこくじんじゅうみん い 外国人住民とともに生きるために

## ちょうみん みな 町民の皆さんができること



みんなで一緒に多文化共生のまちづくりをすすめるために、皆さんができることがあります。

ここでは、ほんの一例を紹介しましたが、まだ色々できる事はあるかと思います。

どこの国の出身であろうと、中能登町に暮らす住民であることには変わりはありません。

お互いに助け合い支え合うあたたかい関係を築けるよう、ご協力をよろしく願います。

## ちい きじゅうみん 地域住民ができること

- 気軽に声をかけましょう。
- 外国人がいたら、「やさしい日本語」で話しかけてみましょう。
- 大雨、洪水や地震などの災害のとき、声をかけて一緒に避難してください。
- お店にある案内やチラシの漢字にふりがなをふりましょう。
- 日本語教室にボランティアとして参加したり、多文化共生のイベントに参加したりしてみましょう。

## がいこくじんじゅうみん 外国人住民ができること

- 気軽に声をかけましょう。
- 日本語や日本でのルールを学びましょう。
- 自治会活動や地域のボランティア活動などに参加しましょう。
- 日本語教室や多文化共生のイベントに参加してみましょう。

## きぎょう じぎょうしやとう かんけいきかん だんたい 企業・事業所等の関係機関や団体ができること

- にほんご教室などの日本語の学習や、地域行事などへの参加を呼びかけましょう。
- 外国人住民のにほんご教室の参加に対し、交通支援などのサポートをしましょう。